第2号様式（第4条関係）

保育料減額申請書

令和　　年　　月　　日

練馬区教育委員会教育長　宛て

住所　　練馬区

保護者氏名

日中連絡先　　（　　）　　父・母・その他（　　）

以下の理由により保育料の減額を申請します。

児童氏名（フリガナ）	保育施設名	クラス	保育料（月額）
		歳児クラス	円
		歳児クラス	円
		歳児クラス	円

〔申請理由〕※　必要書類を添付し、裏面の該当箇所にチェックしてください。（必要書類のない申請は無効）
裏面④または⑤に該当する場合、住民税を再計算する対象者を選んで〇を付けてください。

［控除対象者］　（ひとりのみ選択）
④災害等損失　父・母・その他（　　）
⑤医療費　父・母・その他（　　）

※　以下の欄は記入しないでください。

保育課使用欄			
減額事由		階層（　　）→（　　）相当	
計算欄		減額適用の適否	減額後の保育料（月額）
		児童①　適・否	円
		児童②　適・否	円
		児童③　適・否	円
		減額適用期間	
		令和　　年　　月　　日 ～　令和　　年　　月　　日	

【区立保育園記入欄】

保育園受付年月日	令和　　年　　月　　日	保育園長の確認	

［問合せ先］
練馬区保育課保育認定係
電話　03-5984-1479

保 育 料 の 減 額 制 度

以下の条件に該当する場合、保育料が減額されることがあります。

	条　件	必 要 書 類 ※　提出された書類は、原則として返却できません。	適 用 期 間
①	世帯員全員の区市町村民税が非課税となったとき、また免除されたとき	□ その年の１月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税非課税証明書のコピー	申請の翌月から８月まで※１
②	区市町村民税の徴収猶予または納期の延期が認められたとき	□ 徴収猶予決定通知書のコピー	
③	世帯員全員の区市町村民税が均等割以下に減額されたとき	□ 減免可否決定通知書のコピー □ その年の１月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税非課税証明書のコピー	
④	今年中に災害、盗難等による損失を受けたとき	□ 罹災証明書のコピー □ 損失を証明する書類のコピー	
⑤	今年中に多額の医療費を要したとき (※ただし、１月～7月に申請する場合は、前年中の医療費が対象)	（２点の書類提出が必要です。） □ 医療費の領収書等のコピー □ 保険金、療養費、一時金等受給の証明書類のコピー	
⑥	今年中に主たる働き手が失業したとき (本人都合による退職は適用外)	（２点の書類提出が必要です。） □ 離職票等失職の分かる書類のコピー □ 退職金にかかる源泉徴収票のコピー	申請の翌月から最長２３か月※２
⑦	世帯の申請月前３か月の平均収入月額(賞与を除く)が、前年の平均収入月額(賞与を除く)より１割以上低額になったとき（ただし保護者が育児休業、育児短時間勤務等を取得したことによる収入の減少を除く） ※減額が適用された場合、保育料の階層区分が一階層下がります。	（２点の書類提出が必要です。） □ 前年の世帯収入・賞与の金額が分かる書類（賞与がない場合はその旨の勤務先発行の証明書）のコピー □ 申請月前３か月の世帯収入が分かる書類のコピー **※３　この表の下に必要書類の具体例を記載しています。**	申請の翌月から３か月

※１　**保育料の減額は原則申請の翌月（月の第１開庁日の申請または入園月中の申請は当月）から適用します。**

【例】令和４年６月から10月に多額の医療費を要したため、令和４年11月に減額申請した場合

→適用の場合は令和４年12月から令和５年８月まで

ただし、１月１日から９月１日までの間に④または⑤の条件に該当し、９月１日（第１開庁日）までに申請されたものについては、申請の翌月とは限らず、９月からの適用になります。

【例】令和５年１月から３月に多額の医療費を要したため、令和５年４月に減額申請した場合

→適用の場合は令和５年９月から令和６年８月まで

※２　「最長３か月」とは失業日の翌月から数えて３か月となります。申請の翌月（月の第１開庁日の申請は当月）から適用します。

※３　⑦の条件で必要な書類の具体例（令和５年５月に申請する場合）

・（父母分）令和５年２月から４月分の給与明細書のコピー
・（父母分）令和４年分の世帯収入が分かる書類（源泉徴収票、確定申告書等）のコピー
・（父母分）令和４年夏季・冬季賞与の金額がわかる書類（または賞与がなかったことが分かる書類）のコピー

○　**減額の適用期間満了後も引き続き減額の適用を希望する方は、期間満了までに改めて減額申請が必要です。**

○　複数の条件に該当する場合は、申請者に最も有利な条件を１つのみ適用します。（重複適用はありません。）

○　減額条件がなくなった場合は、減額を解除します。

○　里親に委託されている児童に係る保育料は免除します。（措置決定通知書のコピー等が必要です。）

○　申請以前に減額条件に該当した場合であっても遡及して適用とはなりません。